

申請理由における添付資料について

①地震や火災等に被災した場合

- ☞ 地震の場合、自治体から発行される「罹災証明書」、もしくは「被災証明書」※コピー可
- ☞ 火災の場合、消防署から発行される「罹災証明書」※コピー可能

②病気療養中の場合

- ☞ 療養中であることがわかる、病院等から発行される「診断書」や「病状証明書」※コピー可
※申請時点で、療養中と証明できる発行日や診断内容のもの

③失業、または離職中の場合

- ☞ 税務所や自治体から発行される「廃業届（控え）」や「廃業届証明書」 ※コピー可
- ☞ 会社から発行される退職証明書、もしくは「離職票」 ※コピー可

④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合

- ☞ 申請時点で、借入金の償還（返済）猶予を受けていることがわかる書類 ※コピー可

⑤自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還（返済）猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合

- ☞ 「自立相談支援機関の調査意見書」原本 ※同封しておりません。
自立相談支援機関に相談し、自立相談支援機関が作成（押印、もしくは受付印必須）されたものになりますので、まずは、お住まいの市町村を担当する自立相談支援機関（同封資料参照）に、連絡してください。※岡山県外にお住まいの場合は、下記「償還事務処理センター」へご相談ください。

⑥上記と同程度の事由により、償還（返済）することが著しく困難である場合

- ※岡山県社会福祉協議会会長が認める場合に限ります。本会による面談等を行います。
- ☞ 本会より電話連絡させていただき、面談等の実施にともなう調整をいたします。

質問 1. いつの時点の資料を提出すればよいのですか？

回答 1. 貸付決定（送金）以降の日付の資料を提出願います。

※②の場合は、申請時点で療養中と証明できる発行日や診断内容のもの

※④の場合は、申請時点で借入金の償還（返済）猶予を受けていることがわかる書類

質問 2. 猶予される期間はどれくらいですか？また、償還（返済）することもできますか？

回答 2. 猶予される期間は1年です。猶予されている間に償還（返済）ができることになった場合、償還（返済）は可能ですので、以下までご相談ください。

お問い合わせ先 : 岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター
申請書等送付先 ☎ 050-5526-9479（平日9:00-17:00）